

平成23年4月7日

株式会社 十八銀行

東日本大震災に伴う他行預金の払戻しについて

このたびの震災で被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞申しあげます。

株式会社十八銀行（本店：長崎市、頭取：宮脇雅俊）では、被災された皆さまのご支援の一環といたしまして、全営業店にて、被災された皆さまを対象に「他行預金の払戻し」の取扱いを4月8日より開始しますのでお知らせいたします。

1. 取扱いの窓口

全営業店(出張所を含む)の窓口にて、平日9時～15時までの取扱いです。

2. 「他行預金の払戻し」の内容

当行が、「お客さまのお申出の内容」をお客さまの取引銀行に連絡し、お客さまの取引銀行からの指示に従ってご預金を払戻しいたします。

ご預金の払戻しには、通常より時間がかかる場合や翌営業日の取扱いとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. ご持参いただく資料等について

(1) できるだけ「ご本人であることが確認できる運転免許証、健康保険証等の資料」をご持参ください。資料をお持ちでない場合でも、ご預金の払戻しができることがございますので、窓口にご相談ください。

(2) 通帳やお届け印をお持ちのお客さまは、必ずご持参ください。

他行預金の払戻しに関する詳細のご確認等につきましては、最寄りの営業店の窓口にご相談ください。

以 上